

関連条例等

- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抜粋）・・・ 1 8
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（抜粋）・・・ 2 4
- 特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱・・・ 2 7

届出帳票類（記入例）と大阪市が発行する通知書等

- 計画書における分類例・・・ 3 4
- 第 1 号様式 廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（表面）・・・ 3 5
 - 同記入例・・・ 3 6
- 廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（裏面）・・・ 3 7
 - 同記入例・・・ 3 8
- 【その他帳票類】建築物の管理体制図 作成例・・・ 3 9
 - 階別部署配置表・テナント一覧表 記入例・・・ 4 0
- 第 2 号様式 廃棄物管理責任者選任（解任）届出書・・・ 4 1
 - 同記入例・・・ 4 2
- 第 11 号様式 計画書記載事項変更届出書・・・ 4 3
 - 同記入例・・・ 4 4
- 第 4 号様式 指示書・・・ 4 5
- 第 5 号様式 改善勧告書・・・ 4 5
- 第 6 号様式 公表に関する通知書・・・ 4 5
- 第 7 号様式 廃棄物の搬入にかかる通知書・・・ 4 5
- 第 8 号様式 廃棄物の処理施設への搬入に関する手続きを実施しないこととした建物に対する収集・運搬業務について（ご協力お願い）・・・ 4 6
- 第 9 号様式 廃棄物の処理施設への搬入に関する手続きを実施しないこととした建物に対する自己搬入について（依頼）・・・ 4 6
- 第 10 号様式 廃棄物の処理施設への搬入に関する手続きを実施しないこととした建物に対する廃棄物収集について（依頼）・・・ 4 6

届出帳票の一部は環境局ホームページからダウンロードできます。

（環境局ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/> ⇒ 「事業系ごみ」 ⇒ 「大規模建築物のごみ減量」 ⇒ 「大規模建築物のごみ減量（届出帳票類）」

上記のページより行政オンラインシステムがご利用できます。各書式を添付してご提出ください。

大阪市行政オンラインシステム で検索してのアクセスも可能です。

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抜粋）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）
- 第 2 章 廃棄物の減量推進（第 6 条―第 13 条）
- 第 3 章 廃棄物の適正処理
 - （第 14 条―第 23 条の 2 の 13）
- 第 3 章の 2 削除
- 第 3 章の 3 産業廃棄物処理施設の設置に係る協議の手続等
 - （第 23 条の 7―第 23 条の 14）
- 第 4 章 生活環境の清潔保持（第 24 条―第 29 条）
- 第 5 章 手数料等（第 30 条―第 33 条）
- 第 6 章 大阪市廃棄物減量等推進審議会（第 33 条の 2）
- 第 7 章 雑則（第 34 条―第 38 条）
- 第 8 章 罰則（第 39 条―第 43 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用並びに再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3)事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及

び再生利用を促進すること等により、これを減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにするとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合には、自ら回収その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければならない。

第 2 章 廃棄物の減量推進

（事業者が行う減量推進）

第 7 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理体制を確保する等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第 5 項に規定する再生部品をいう。）及び再生品の利用に努めるとともに、その製品、容器等の再使用又は再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用を促進しなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策等を講ずること等により、その包装、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

（特定建築物の所有者等の義務）